

遺失物取扱いのしおり

（施設占有者の皆様へ）

大分県警察



会計課監査係
令和7年 10 月作成

～目次～

1	遺失物取扱いの流れ	1
2	遺失物とは	2
3	施設及び施設占有者とは	2
4	拾得物件の所有権は誰が取得するのか	2
5	報労金(お礼)とは	2
6	施設占有者は落とし物をどのように扱うべきか	3
(1)	受付・確認	3
(2)	書面の交付	4
(3)	掲示及び返還	4
(4)	警察署長への物件の提出	5
(5)	保管期間満了に伴う取扱い	6
7	電磁的記録による手続	6
8	拾得物件提出同意書	7
9	都道府県公安委員会による報告・指示等	7
10	罰則規定	7
11	特例施設占有者制度	8
12	様式集	
	・ 拾得物件預り書(モデル様式)	9
	・ 拾得物件一覧簿(モデル様式)	10
	・ 提出書(モデル様式)	11
	・ 拾得物件提出同意書	12

```

graph TD
    subgraph Facility [施設内]
        Discoverer[拾得者（一般人）]
        Employee[従業員等（※２）]
        Owner[施設占有者（※１）  
拾得物件一覧簿に記載・閲覧]
        Lost[遺失者]
        
        Discoverer -- "① 24時間以内に交付  
※24時間以内に交付しなければ「失権」となります。" --> Owner
        Employee -- "① 差出" --> Owner
        Discoverer -- "② 拾得者の求めに応じ  
拾得物件預り書交付  
（様式自由）" --> Owner
        Owner -- "③ 返還" --> Lost
    end

    subgraph Police [警察]
        Station[警察署・交番・駐在所]
        Lost2[遺失者]
        Return[⑦ 報労金（お礼） ※返還から1ヶ月以内]
        Delivery[⑧ 交付  
拾得者に権利がない場合は施設占有者へ交付]
        Return2[⑨ 帰属  
※拾得者、施設占有者とも2ヶ月以内に引き取らないとき]
        
        Station -- "④ 提出書とともに、交付を受けた日から1週間以内に提出（※３）  
※1週間以内に提出しなければ「失権」となります。" --> Discoverer
        Station -- "⑤ 拾得物件預り書を交付  
拾得者（一般人）へも拾得物件提出受理通知を送付" --> Discoverer
        Station -- "⑥ 返還  
（3ヶ月以内※４）" --> Lost2
        Station --> Return2
        Return2 --> Delivery
    end

    Discoverer -- "⑦ 報労金（お礼） ※返還から1ヶ月以内" --> Return
    Return --> Delivery
    Delivery --> County[大分県]
    Return2 --> County

```

施設内

拾得者（一般人）

従業員等（※２）

施設占有者（※１）
拾得物件一覧簿に記載・閲覧

遺失者

警察

警察署・交番・駐在所

- 拾得物件控書（遺失物法施行規則別記様式第１号）を作成
- 拾得物件預り書（同規則別記様式第２号）を作成、施設占有者へ交付
- 拾得物件一覧簿で公告
- 拾得物件の保管（保管期間は３ヶ月※４）

遺失者

⑦ 報労金（お礼） ※返還から１ヶ月以内

⑧ 交付
拾得者に権利がない場合は施設占有者へ交付

⑨ 帰属
※拾得者、施設占有者とも２ヶ月以内に引き取らないとき

大分県

1

2 遺失物とは

遺失物とは、「占有者の意思に基づかず、かつ、奪取によらずに占有を失ったもの」と定義されています。つまり、持ち主が無意識のうちに落としてしまった「財布」や「かばん」、乗り物内に置き忘れた「傘」などは遺失物となりますが、「預けたもの」、「あげたもの」、「捨てたもの」などは含まれません。

3 施設及び施設占有者とは

「施設」とは、遺失物法第2条により「建築物その他の施設(車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。)であって、その管理に当たる者が常駐するものをいう。」と定められています。また、この「施設」の占有者を「施設占有者」といい、施設占有者の代理人、使用人その他の従業員が拾得した物件は、当該施設占有者が拾得したものとして取扱います。

4 拾得物件の所有権は誰が取得するのか

警察署長が提出を受けた後、保管期間(3ヶ月。埋蔵物は6ヶ月。)を経過しても遺失者が判明しないときは、一般の方が拾得した場合は一般の方が、施設占有者(従業員等を含む。以下同じ)が拾得した場合は施設占有者が、その所有権を取得します。

しかし、一般の方が拾得した場合で、拾得の時から24時間以内(当該施設が閉まっている時間は除く)に施設占有者に交付しなかったために拾得物件に関する一切の権利を失っている場合(失権)や拾得物件に関する一切の権利を放棄する場合(棄権)は、施設占有者がその所有権を取得することができます。

遺失物法第35条により、所有権を取得することができない物件

- ① 法令の規定によりその所持が禁止されている物
銃砲刀剣類、麻薬、覚醒剤、火薬類、爆発物など
- ② 個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証する文書、図画又は電磁的記録
運転免許証、旅券、マイナンバーカード、預貯金通帳、クレジットカード、キャッシュカード、定期券など
- ③ 個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録
手帳、日記帳、家計簿、備忘録、個人的な記録が保存されているパソコン、カメラ、外部記録媒体など
- ④ 遺失者又はその関係者と認められる個人の住所又は連絡先が記録された文書、図画又は電磁的記録
携帯電話、住所録、電子手帳、同窓会名簿など
- ⑤ 個人情報データベース等が記録された文書、図画又は電磁的記録
企業の顧客リストなど

5 報労金(お礼)とは

拾得者は、遺失物法第28条により、物件の価格の5～20%の範囲で遺失者から報労金(お礼)を受け取ることができます。

ただし、施設内で一般の方が拾得した場合、前記の範囲の額を拾得者(一般人)と施設占有者が折半することになります(それぞれ2.5%～10%の範囲)。

なお、拾得者(一般人)又は施設占有者のいずれかが権利を放棄した場合であっても、折半した額のままとなります。

6 施設占有者は落とし物をどのように扱うべきか

(1) 受付・確認

① 拾得者の確認 ➡ 拾得者は一般の方か？施設従業員か？

⇒ 一般の方の場合 ～ 住所・氏名・連絡先等を確認してください。

⇒ 施設従業員等の場合 ～ ⑧を参照してください。

② 拾得場所の確認 ➡ 拾得場所は管理している施設・敷地内か？

⇒ 管理地以外（店舗前の路上など）の場合、直接警察署等へ提出するよう案内してください。

③ 拾得日時の確認 ➡ 拾得者が一般の方の場合、拾得した時から 24 時間以内か？

⇒ 24 時間以内の場合「⑤権利の確認」を、24 時間経過後であれば「⑦権利喪失の取扱い」をしてください(施設が閉まっている時間を除きます。)。

④ 拾得物件の確認

拾得者（一般人）から交付を受けた拾得物件については、拾得者立会いの上、内容を確認してください。

※ 前記「4 の①法令の規定によりその所持が禁止されている物」に該当する物件（禁制品）や犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、直ちに警察署に通報し、その措置を照会してください。

⑤ 権利の確認

拾得者（一般人）の権利は次の 3 つです。

全ての権利を主張することも、放棄することも、また、一部の権利のみ放棄することもできますので、拾得者にその意思を確認してください。

ア 費用を請求する権利

拾得者（一般人）は、施設占有者に物件を交付するために運搬費や交通費を要した場合、また、交付するまでの保管に費用を要していれば、その返還を受ける遺失者に、その費用を請求することができます。

イ 報労金を受ける権利

前記「5 報労金（お礼）とは」のとおりです。

アの費用と報労金（お礼）の請求権は拾得物件が遺失者に返還された後 1 ヶ月を経過すると請求できなくなります。

ウ 所有権を取得する権利

前記「4 拾得物件の所有権は誰が取得するのか」のとおりです。

所有権を取得した場合、当該取得の日から 2 ヶ月以内に警察署長から引渡しを受けなければその所有権を失います。

⑥ 氏名等の告知の同意の有無を確認

遺失者が判明して返還する際、拾得者の氏名等を告知することに同意するか否かを拾得者に確認してください。

なお、前記⑤の「ア 費用を請求する権利」、「イ 報労金を受ける権利」を放棄しなかった場合、氏名等の告知に同意をしなければ実質的には報労金等を請求することができない旨を説明してください。ただし、氏名等の告知に同意をしない場合であってもそのことにより報労金請求権等を失うものではありません。

⑦ 権利喪失の取扱い

拾得者（一般人）が拾得してから 24 時間経過後に施設占有者に物件を交付した場合は、前記⑤の権利はすべて「失権」となります。拾得者（一般人）にその旨を説明して理解を得てください。【遺失物法第 34 条】

⑧ 従業員等が拾得した場合

前記②、③、⑤、⑥で拾得者（一般人）に確認した内容を、拾得者たる施設占有者として判断することになりますが、以下の点が異なります。

◇ ③について、「拾得した時から 24 時間以内」の規定がなく、拾得から 1 週間以内に警察署長に提出しなければ「失権」となります。

◇ ⑤のイについて、全て施設占有者が請求することができます。

(2) 書面の交付

拾得者（一般人）から拾得物件の交付を受けた施設占有者は、当該拾得者の求めに応じ「拾得物件預り書」（9 ページ参照）を当該拾得者に交付してください。

その際、警察署長に提出して 3 ヶ月（埋蔵物の場合は 6 ヶ月）以内に遺失者が判明しない場合、物件の所有権を取得することを当該拾得者に説明してください。

なお、「拾得物件預り書」は、モデルとして示したものであり、すでに使用している様式があればそれでも差し支えありませんが、次の項目は含んだものとしてください。【遺失物法第 14 条】

- 物件の種類及び特徴
- 物件の交付を受けた日時
- 施設の名称及び所在地並びに施設占有者（代表者）の氏名

(3) 掲示及び返還

ア 掲示

不特定かつ多数の者が利用する施設の占有者は、拾得物件の遺失者が判明するまでの間又は拾得物件を警察署長に提出するまでの間、拾得物件に関する次の事項を施設利用者の見やすい場所に掲示してください。【遺失物法第 16 条第 1 項】

- 物件の種類及び特徴
- 物件が拾得された日時及び場所

イ 閲覧

前記アの内容を記載した書面を備え付け、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、アの掲示に代えることができます。【遺失物法第 16 条第 2 項】

備え付ける書面は、「拾得物件一覧簿」（10 ページ参照）を参考にしてください。

なお、遺失者以外の方が遺失者になりすまして拾得物件を受け取ることがないように物品のブランド名や具体的なロゴや模様、詳細の金額を明記しないなど、記載内容には十分配慮してください。

ウ 保管

施設占有者は、他人の物件を一時的に預かっていますので、善良な管理者の注意をもって、適正に保管してください。【遺失物法第 15 条】

エ 返還

遺失者が判明した場合は、遺失者へ返還します。

返還する際に当該物件が落とした物ではなく、盗まれた物件であることが判明した場合は、直ちに警察署に通報し、その措置を照会してください。【遺失物法第 13 条第 1 項】

(4) 警察署長への物件の提出

ア 拾得物件提出書の提出

施設占有者は、前記(3)のア、イにより拾得物件に係る情報を掲示等しても遺失者が判明しないときは、交付を受けた日(又は自ら拾得した日)から 1 週間以内に、拾得物件に「提出書」(11 ページ参照)を添えて警察署長に提出してください。1 週間以内(※特例施設占有者の場合は 2 週間以内)に提出しない場合、施設占有者の費用を請求する権利、報労金を受ける権利、所有権を取得する権利を失います。【遺失物法第 34 条】

なお、「提出書」はモデルとして示したものであり、すでに使用している様式があればそれでも差し支えありませんが、権利関係等、モデル様式と同じ内容を網羅したものを提出してください。

また、特例施設占有者が自ら拾得物件を保管する場合は、拾得物件や「提出書」の提出は不要ですが、提出書に代えて「保管物件届出書(遺失物法施行規則別記様式第 11 号)」の提出が必要です(8 ページ参照)。

イ 警察署長から拾得物件預り書の交付

警察署長へ物件を提出した際に「拾得物件預り書」(遺失物法施行規則別記様式第 2 号)をお渡しします。この書類は、後日遺失者が判明せず、拾得者が物件を受領する場合に必要となりますので、紛失しないようにしてください。万が一紛失したときは、物件を提出した警察署会計課に連絡してください。

ウ 遺失者が判明した場合

警察署長に提出した後、当該物件の遺失者が判明し、返還の申出があったときは、提出した警察署名及び前記イでお渡しした「拾得物件預り書」に書かれている「受理番号」を案内し、遺失者へ当該警察署に問い合わせるように教示してください。

警察署会計課で遺失者に返還した場合で拾得者(施設占有者又は一般人)が報労金請求権等のいずれかの権利を有している場合は、拾得者宛に返還の旨を連絡します。

(5) 保管期間満了に伴う取扱い

ア 施設占有者が権利を有している場合

前記(4)のイでお渡しした「拾得物件預り書」の所定の欄に、施設占有者の住所、氏名を記載の上、提出した警察署へお越してください。

なお、施設占有者が特例施設占有者の場合で、自ら保管する物件の場合は警察署での手続は要しません。

イ 拾得者（一般人）が権利を有している場合

当該物件の引渡しは警察署が直接行いますので、施設占有者における前記アの手続きは必要ありません。

なお、施設占有者が特例施設占有者の場合で、自ら保管する物件の場合は、特例施設占有者から拾得者（一般人）に引き渡してください。

ウ 大分県への帰属

警察署長に提出した物件で、遺失者が権利を放棄した物件又は保管期間（3ヶ月。埋蔵物の場合は6ヶ月。）経過後2ヶ月の間に権利取得者が受け取りに来なかった物件の所有権は、大分県に帰属することになります。

7 電磁的記録による手続

拾得物件を警察署長に提出する際に、前記(4)のアの「提出書」に代えて、「提出書」に記載すべき事項を決まったフォーマットで作成した電磁的記録により提出することができます。

専用の作成プログラム「遺失物管理プログラム（エクセル形式）」及び「プログラム操作説明書」を提供いたしますので、詳しくは警察本部警務部会計課監査係又は施設の所在地を管轄する警察署会計課にお問合せください（大分県警察ホームページからダウンロードできます。）。

《提出方法》

① オンライン提出

警察庁ホームページ内の「警察国民向けポータル」にログインし、作成したデータをオンラインで提出できます。

※ ログインの際、ユーザIDとパスワードを要求されますが、いずれも警察本部警務部会計課監査係又は施設の所在地を管轄する警察署会計課にて発行しますので、ご連絡ください。

② 窓口で提出

管轄警察署会計課の窓口において、作成データを記録した電磁的記録媒体(USBメモリー等)で提出します。

この場合、併せて「電磁的記録媒体提出票」の提出が必要となります（「遺失物管理プログラム」から出力可能）。

8 拾得物件提出同意書

施設内で物件を拾得した拾得者（一般人）は、原則は施設占有者へ交付することになっていますが、直接警察署や交番等へ拾得物件を提出されることがあります。この場合、警察で拾得物件の受理をするには、施設占有者の同意が必要となります。

しかし、拾得者（一般人）からの直接提出を受ける都度、警察から施設占有者へ連絡して同意の確認をいただくのは合理的ではありません。

そのため、あらかじめ「拾得物件提出同意書」を提出していただくことにより、事務の軽減及び利便を図ることができます。

12 ページに「拾得物件提出同意書」の様式を示してありますので、拾得物件を提出している警察署への提出をお願いいたします。

9 都道府県公安委員会による報告・指示等

遺失物法に規定された施設占有者の義務の履行状況を確認するための都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の事務が次のとおり定められています。

- 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、施設占有者に対し、その交付を受け、又は自ら拾得した物件に関し、報告又は資料の提出を求めることができます。
【遺失物法第 25 条】
- 公安委員会は、施設占有者が行うべき義務に違反した場合において、遺失者又は拾得者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その利益を保護するため必要な限度において、必要な指示をすることができます。【遺失物法第 26 条】

10 罰則規定

施設占有者に対する罰則が次のとおり規定されています。

- 公安委員会の指示に違反した者は、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。【遺失物法第 41 条】
- 拾得者へ物件の交付を受けた旨の書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者は、30 万円以下の罰金に処する。【遺失物法第 42 条第 1 項】
- 公安委員会が求めた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者は、30 万円以下の罰金に処する。【遺失物法第 42 条第 5 項】

11 特例施設占有者制度

ア 特例施設占有者とは

公共交通機関（鉄道、バス、船舶、航空機）や百貨店など不特定多数の者が利用する施設において多くの落とし物や忘れ物を取扱い、かつ、これを適切に保管することができる事業者を対象に「特例施設占有者制度」が設けられています。

特例施設占有者とは、公共交通機関を営む遺失物法施行令第5条第1号から第4号に掲げる施設占有者及び同条第5号に定める施設占有者からの申請に基づき公安委員会から指定を受けた施設占有者のことをいいます。

次の点について、施設占有者とは取扱いが異なります。

《物件の保管》

特例施設占有者は、2週間以内に「保管物件届出書」（遺失物法施行規則別記様式第11号）により拾得物件に関する事項を警察署に届け出た時は、その拾得物件を自ら保管できます。ただし、高額な物件（10万円以上の物件）、禁制品や犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、特例施設占有者であっても提出は免除されません。

これにより警察署への物件の運搬が必要なくなり、通常の物件については3ヶ月後に引き取りに行く必要もなくなります。

なお、拾得物件を自ら保管するか警察署長に提出するかは特例施設占有者自身の判断によります。何を自ら保管し、また、何を提出するかについては取り扱う地域（店舗）、取り扱う物件の種類ごとに決めることもできます。

《物件の売却及び廃棄》

物件の売却処分及び廃棄処分（いずれも事前に届出が必要）が自らできることとなります。

《拾得者交付》

保管期間満了後、拾得者（一般人）への「拾得者交付」が直接できるようになります。

《警察署長への提出期間の延長》

通常の拾得物件については、権利が有効となる提出期限が2週間となります（通常の施設占有者の期限は1週間）。ただし、高額な物件（10万円以上の物件）、禁制品や犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、1週間以内に提出してください。

イ 特例施設占有者に係る罰則規定

特例施設占有者に係る罰則（規定された届出をしない、虚偽の届出をする、定められた帳簿を整備しないなど）については、遺失物法に罰則が定められています。【遺失物法第41条～第44条】

ウ 公安委員会への申請

百貨店等の一般の店舗等が特例施設占有者となるため公安委員会へ申請をするには、一定の基準を満たしている必要があります。

詳しくは警察本部警務部会計課監査係又は施設の所在地を管轄する警察署会計課にお問合せください。

拾得物件預り書(モデル様式)

整理番号00001

(物件の種類及び特徴)

[現金]

10,000円

[物品]

財布 黒色 1点

(長財布 ○○のロゴ入り)

(その他)

1. クレジットカード 1点
(○○カード)

2. キャッシュカード 1点
(○○銀行)

3. 商品券 1点
(○○ギフトカード)

4.

5.

6.

7.

8.

9.

10.

(物件の交付を受けた日時)

2025年○○月○○日○○時○○分

(施設の名称及び所在地並びに施設占有者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名))

(施設) ○○百貨店○○店
大分県大分市○○町○-○-○
(施設占有者) 株式会社○○百貨店
代表取締役社長 ○○ ○○

上記物件を預かりました。

2025年○○月○○日

大分県大分市○○町○-○-○

○○ ○○ 殿

株式会社○○百貨店
代表取締役社長 ○○ ○○
(取扱い)

拾得物件一覧簿（モデル様式）

番号	物件の種類及び特徴	拾得日時	拾得場所
00001	財布、クレジットカード、キャッシュカード、商品券、現金	2020.00.00 00:00:00頃	当施設
00002	現金	2020.00.00 00:00:00頃	当施設
00003	財布、キャッシュカード、現金	2020.00.00 00:00:00頃	当施設
00004	現金	2020.00.00 00:00:00頃	当施設

提 出 書（モデル様式）

遺失物法第4条第1項又は第13条第1項の規定により、次のとおり物件を提出します。

年 月 日

警察署長 殿

氏名又は名称

住所又は所在地

※受理番号		電話番号その他の連絡先				
番号	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名、住所等	権 利	拾得日時・場所	交付日時
	現金(内訳)	物 品				
(内訳)			氏名又は名称	☐ 有権		
			住所又は所在地	☐ 棄権		
				☐ 失権		
				電話番号その他の連絡先		
				☐ 有		
				☐ 無		
(内訳)			氏名又は名称	☐ 有権		
			住所又は所在地	☐ 棄権		
				☐ 失権		
				電話番号その他の連絡先		
				☐ 有		
				☐ 無		
(内訳)			氏名又は名称	☐ 有権		
			住所又は所在地	☐ 棄権		
				☐ 失権		
				電話番号その他の連絡先		
				☐ 有		
				☐ 無		
備						
考						

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
- 2 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。
- 3 権利欄については、費用若しくは報労金を請求する権利又は物件の所有権を取得する権利について、拾得者が、これらの全てを放棄している場合には棄権の□内にレ印を、法第34条の規定によりこれらを失っている場合には失権の□内にレ印をそれぞれ付し、それ以外の場合は有権の□内にレ印を付すこと。なお、一部の権利のみを放棄している場合は、当該放棄した権利について備考欄に記載すること。
- 4 同意欄については、法第13条第2項において準用する法第11条第2項に規定する拾得者の氏名等の告知について、拾得者が同意をしているときは有の□内にレ印を、同意をしないときは無の□内にレ印を付すること。また、拾得者が氏名等の告知に同意をするか否か不明のときは、いずれの□にもレ印は付さず、同意の有無が不明である旨を備考欄に記載すること。

別添

同 意 書

年 月 日

警察署長 殿

私は、私が管理する施設内で他人の物件を拾得された方が、当該物件を直接警察署に差し出したときに私が警察署長に差し出したものとして取扱うことに異存ありません。

名 称
所 在 地
代表者氏名